

第 18 回

定時株主総会 招集ご通知

🕒 2019年6月17日（月曜日）
日時 午前10時（開場 午前9時）

📍 東京プリンスホテル 2階
場所 鳳凰の間
東京都港区芝公園三丁目3番1号

- 第1号議案 | 取締役10名選任の件
- 第2号議案 | 監査役 2名選任の件
- 第3号議案 | 補欠監査役 1名選任の件



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン等
からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8410/>



株式会社
セブン銀行

証券コード：8410

目次

ごあいさつ・社是・経営理念・倫理憲章	2
第18回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	7

第1号議案 取締役10名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

(添付書類)

第18期事業報告	23
計算書類	41
連結計算書類	43
監査報告書	45
(ご参考) コーポレート・ガバナンスについて	48
(ご参考) 「重点課題」の策定について	51
(ご参考) 配当金のお知らせ	53

●本招集ご通知に提供すべき書類のうち、事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.sevenbank.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類には、本招集ご通知添付書類のほか、上記ウェブサイト掲載書類も含まれております。

●株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.sevenbank.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

ごあいさつ



セブン銀行

株主の皆さまにおかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第18回定時株主総会を6月17日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 舟竹 泰昭



社 是

1. 私たちは、お客さまに信頼される誠実な企業でありたい。
2. 私たちは、株主、お取引先、地域社会に信頼される誠実な企業でありたい。
3. 私たちは、社員に信頼される誠実な企業でありたい。

経営理念

1. お客さまのニーズに的確に応え、信頼される銀行を目指します。
2. 社員一人一人が、技術革新の成果をスピーディーに取り入れ、自己変革に取り組んでいきます。
3. 安全かつ効率的な決済インフラの提供を通じて、我が国の金融システムの安定と発展に貢献します。

倫理憲章（項目のみ抜粋）

1. 銀行の公共性・社会的責任の自覚
2. お客さま第一主義の実践と時代のニーズに合ったより高い利便性の提供
3. 誠実・公正な行動
4. 社会とのコミュニケーション
5. 人間性の尊重

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
株式会社セブン銀行
代表取締役社長 舟竹 泰昭

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月16日（日曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

■ 日 時 2019年6月17日（月曜日）午前10時（開場 午前9時）

■ 場 所 東京プリンスホテル 2階 鳳凰の間
東京都港区芝公園三丁目3番1号
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■ 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第18期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第18期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項
- 第1号議案 取締役10名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

■ 招集にあたっての決定事項

1. 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。
2. 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

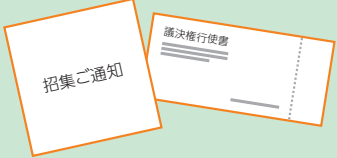


以 上

株主総会ではお土産はお配りしません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席	郵 送	インターネット
 <p>当日は議事資料として本招集ご通知をご持参のうえ、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p>	 <p>同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。</p>	 <p>当社指定の議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。 詳細は次頁をご参照ください。</p>
<p>株主総会開催日時</p> <p>2019年6月17日 午前10時</p>	<p>行使期限</p> <p>2019年6月16日 午後5時30分到着</p>	<p>行使期限</p> <p>2019年6月16日 午後5時30分まで</p>

「ネットで招集」のご案内

本招集通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォン等でもご覧いただけます。

閲覧方法

以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧ください。

<https://s.srdb.jp/8410/>

※ QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。



Provided by TAKARA Printing



機関投資家の皆さまへ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。



インターネットによる議決権行使

インターネットによる議決権行使方法についてご案内いたします。

行使期限

2019年6月16日(日) 午後5時30分まで

ログインID・仮パスワードを入力する方法

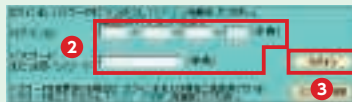
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 | サイトへアクセスする



① 「次の画面へ」をクリック。

2 | ログインする



② 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。

③ 「ログイン」をクリック。

3 | パスワードを登録する



④ 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力の上、新しいパスワードを「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意ください。

⑤ 「送信」をクリック。

以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。
- インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによるご登録の内容を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンの場合「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書副票（右側）



2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。




画面の案内にしたがって行使完了です。

❗ **QRコードを読み取る方法での議決権行使は1回に限ります。**

2回目以降のログインの際は、
左頁に記載のご案内にしたがってログインしてください。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**（受付時間 9:00～21:00）

第1号議案 || 取締役10名選任の件

現任取締役全員（11名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	当事業年度における 取締役会への出席状況
1	再任 ふたごいしけんすけ 二子石謙輔	代表取締役会長	13回のうち12回出席 (92.3%)
2	再任 ふなたけ やすあき 舟竹 泰昭	代表取締役社長	13回全て出席 (100%)
3	再任 いしぐろ かずひこ 石黒 和彦	取締役専務執行役員	13回全て出席 (100%)
4	再任 か わ だ ひ さ な お 河田 久尚	取締役常務執行役員	13回全て出席 (100%)
5	再任 いながき かずたか 稲垣 一貴	取締役執行役員	10回全て出席 (100%)
6	再任 ごとう かつひろ 後藤 克弘	取締役	13回のうち10回出席 (76.9%)
7	再任 きがわ まこと 木川 眞	社外取締役 独立役員	10回のうち8回出席 (80.0%)
8	再任 いたみ としひこ 伊丹 俊彦	社外取締役 独立役員	10回全て出席 (100%)
9	再任 ふくお こういち 福尾 幸一	社外取締役 独立役員	10回全て出席 (100%)
10	再任 くらだ ゆきこ 黒田由貴子	社外取締役 独立役員	10回全て出席 (100%)

(注) 稲垣一貴氏、木川眞氏、伊丹俊彦氏、福尾幸一氏及び黒田由貴子氏の出席状況については、2018年6月19日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

1. 二子石 謙輔 (1952年10月6日生)

再任



●所有する当社株式の数
233,100株

●略歴、地位

- 1977年 4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
- 2001年 4月 株式会社UFJホールディングス（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）リテール企画部長
- 2002年 1月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）五反田法人営業部長
- 2003年10月 当社入社
- 2003年11月 当社業務推進部長
- 2004年 6月 当社取締役
- 2006年 6月 当社取締役執行役員
- 2007年11月 当社取締役常務執行役員
- 2009年 6月 当社取締役専務執行役員
- 2010年 6月 当社代表取締役社長
- 2018年 6月 当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

二子石謙輔氏は、当社代表取締役会長として、当社経営全般における豊富な経験と実績、見識を有しており、当社経営全般の管理・監督者として適任であると判断し、取締役候補者としております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

2. ふなたけ やすあき 舟竹 泰昭 (1956年11月29日生)

再任



●所有する当社株式の数
194,600株

●略歴、地位

1980年 4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行
2001年 7月 株式会社新生銀行リテール業務推進部長
2001年12月 当社入社
2002年10月 当社事業開発部長
2006年 5月 当社業務開発部長
2006年 6月 当社執行役員業務開発部長
2008年 6月 当社取締役執行役員業務推進部長
2010年 6月 当社取締役常務執行役員企画部長
2013年 6月 当社取締役専務執行役員企画部長
2014年 4月 当社取締役専務執行役員
2016年 6月 当社取締役副社長執行役員
2018年 6月 当社代表取締役社長（現任）
2018年 6月 株式会社セブン・ペイ取締役（現任）

●担当

監査部

●重要な兼職の状況

株式会社セブン・ペイ取締役

取締役候補者とした理由

舟竹泰昭氏は、当社代表取締役社長として、当社の経営全般を統括し、経営戦略を推進してきた豊富な経験と実績、見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

3. いしぐろ かずひこ 石黒 和彦 (1957年12月2日生)

再任



●所有する当社株式の数
27,800株

●略歴、地位

- 1980年 4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
- 2001年 4月 株式会社ユーフィット（現TIS株式会社）出向 取締役
- 2004年 4月 UFJIS株式会社（現三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社）出向 取締役
- 2006年 3月 同社出向 常務取締役
- 2009年 5月 当社入社
- 2009年 5月 当社執行役員システム部長
- 2010年 6月 当社取締役執行役員システム部長
- 2013年 6月 当社取締役常務執行役員システム部長
- 2014年 4月 当社取締役常務執行役員
- 2016年 6月 当社取締役専務執行役員（現任）
- 2019年 5月 サインポスト株式会社監査役（現任）

●担当

システム部、ATMソリューション部、事務部

●重要な兼職の状況

サインポスト株式会社社外監査役

取締役候補者とした理由

石黒和彦氏は、当社取締役専務執行役員として、当社のATMや商品・サービスを支えるシステム部門を統括し、システム及び銀行業務全般に係る豊富な経験と実績、見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

4. かわだ ひさなお 河田 久尚 (1960年7月29日生)

再任



- 所有する当社株式の数
80,400株

● 略歴、地位

1984年 4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行
2005年 12月 当社入社
2006年 10月 当社業務開発部長
2011年 9月 当社執行役員商品サービス部長
2013年 7月 当社執行役員業務推進部長
2015年 7月 当社常務執行役員業務推進部長
2016年 5月 株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役（現任）
2016年 6月 当社取締役常務執行役員業務推進部長（現任）
2019年 5月 株式会社セブン・ペイ取締役（現任）

● 担当

業務推進部、決済口座事業部、金融戦略プロジェクト

● 重要な兼職の状況

株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役
株式会社セブン・ペイ取締役

取締役候補者とした理由

河田久尚氏は、当社取締役常務執行役員として、当社の新商品・新サービスの企画・推進及びATMプラットフォーム事業の提携先拡大を統括しており、当社ATMプラットフォーム事業全般に関する豊富な経験と実績、見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

5. いながき 稲垣 かずたか 一貴 (1967年9月27日生)

再任



● 略歴、地位

- 1990年 4月 株式会社長谷工コーポレーション入社
- 1996年 3月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社
- 2003年 2月 当社入社
- 2015年 7月 当社ATM業務管理部長
- 2016年 7月 当社営業推進部長
- 2017年 7月 当社執行役員営業推進部長
- 2018年 6月 当社取締役執行役員営業推進部長（現任）

● 担当

営業推進部、ATM業務管理部

● 所有する当社株式の数

31,300株

取締役候補者とした理由

稲垣一貴氏は、当社取締役執行役員として、当社ATM網の拡大及び安定稼働の維持実現を推進しており、当社業務に関する豊富な経験と実績、見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

6. 後藤 克弘 (1953年12月20日生)

再任



● 略歴、地位

- 1989年 7月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社
- 2002年 5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役
- 2004年 5月 同社常務取締役
- 2005年 9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役
- 2006年 5月 株式会社ミレニアムリテイリング取締役
- 2009年 8月 株式会社そごう・西武取締役
- 2016年 5月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役副社長（現任）
- 2017年 6月 当社取締役（現任）

● 重要な兼職の状況

- 株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役副社長

● 所有する当社株式の数

30,000株

取締役候補者とした理由

後藤克弘氏は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの代表取締役としての経験・見識を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

7. 木川 眞まこと (1949年12月31日生)

社外取締役

独立役員

再任



●所有する当社株式の数
0株

●略歴、地位

- 1973年 4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 2004年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）常務取締役
- 2005年 4月 ヤマト運輸株式会社（現ヤマトホールディングス株式会社）入社
- 2005年 6月 同社常務取締役
- 2006年 6月 同社代表取締役専務執行役員
- 2007年 3月 ヤマト運輸株式会社代表取締役社長 社長執行役員
- 2011年 4月 ヤマトホールディングス株式会社代表取締役社長 社長執行役員
- 2015年 4月 同社代表取締役会長
- 2016年 6月 株式会社小松製作所取締役（現任）
- 2018年 4月 ヤマトホールディングス株式会社取締役会長
- 2018年 6月 当社取締役（現任）
- 2019年 4月 ヤマトホールディングス株式会社取締役（現任）

●重要な兼職の状況

- ヤマトホールディングス株式会社取締役
- 株式会社小松製作所社外取締役

社外取締役候補者とした理由

木川眞氏は、ヤマトホールディングス株式会社等の会社経営に携わってきた経験・見識を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

8. いたみ伊丹 としひこ俊彦 (1953年9月2日生)

社外取締役

独立役員

再任



● 略歴、地位

- 1980年 4月 東京地方検察庁検事任官
- 2010年 6月 最高検察庁総務部長
- 2012年 7月 東京地方検察庁検事正
- 2014年 7月 最高検察庁次長検事
- 2015年12月 大阪高等検察庁検事長
- 2016年11月 弁護士登録・第一東京弁護士会所属（現任）
- 2016年11月 長島・大野・常松法律事務所顧問（現任）
- 2018年 6月 当社取締役（現任）
- 2018年 6月 戸田建設株式会社取締役（現任）

● 重要な兼職の状況

- 弁護士（長島・大野・常松法律事務所顧問）
- 戸田建設株式会社社外取締役

● 所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由等

伊丹俊彦氏は、検事として長年培ってきた企業法務等に関する見識を、現に当社経営に活かしていただいております。同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

9. 福尾 幸一 (1955年4月17日生)

ふくお

こういち

社外取締役

独立役員

再任



● 略歴、地位

- 1978年 4月 本田技研工業株式会社入社
- 2005年 6月 同社執行役員
- 2010年 6月 同社常務執行役員
- 2014年 4月 同社専務執行役員
- 2014年 11月 株式会社本田技術研究所副社長
- 2015年 4月 同社代表取締役社長
- 2015年 6月 本田技研工業株式会社取締役専務執行役員
- 2018年 6月 当社取締役（現任）

● 所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由

福尾幸一氏は、本田技研工業株式会社等の会社経営に携わってきた経験・見識を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

10. くろだ 黒田 ゆきこ 由貴子 (1963年9月24日生)

社外取締役

独立役員

再任



● 略歴、地位

- 1986年 4月 ソニー株式会社入社
- 1991年 1月 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング代表取締役
- 2010年 6月 アステラス製薬株式会社監査役
- 2011年 3月 株式会社シーエーシー (現株式会社CAC Holdings) 取締役 (現任)
- 2012年 4月 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー (現任)
- 2013年 6月 丸紅株式会社取締役
- 2015年 6月 三井化学株式会社取締役 (現任)
- 2018年 6月 当社取締役 (現任)
- 2018年 6月 テルモ株式会社取締役 (現任)

● 所有する当社株式の数

0株

● 重要な兼職の状況

- 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー
- 株式会社CAC Holdings社外取締役
- 三井化学株式会社社外取締役
- テルモ株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

黒田由貴子氏は、会社経営の経験及びグローバル人材の育成に係る見識を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 候補者後藤克弘氏は、当社の特定関係事業者である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの代表取締役副社長を兼務しております。
その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
なお、候補者後藤克弘氏の選任が原案どおり承認可決された場合、同氏は非業務執行取締役となります。
2. 候補者木川眞氏、伊丹俊彦氏、福尾幸一氏及び黒田由貴子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が過去5年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。
○木川眞氏は、2005年6月よりヤマトホールディングス株式会社の取締役に就任し現在に至っておりますが、同社グループにおいて、昨今のEコマースの急拡大等により、体制の構築が追い付かない事態が発生し、それに伴い2017年2月より従業員の労働時間の実態を調査したところ、多くの従業員が休憩時間を十分に取得できていない等の問題を会社として認識できていなかったことが判明しました。これを重く見た同社は、「労務管理の改善と徹底」「ワークライフバランスの推進」等「働き方改革」を最優先の課題とし、デリバリー事業をはじめ、様々な構造改革に取組んでおります。
また、同社連結子会社であるヤマトホームコンビニエンス株式会社において、法人のお客さまの社員向け引越サービスで約款に反した不適切な請求があり、2019年1月、国土交通省より行政処分及び事業改善命令を受けました。同社は、ヤマトホームコンビニエンス株式会社において同様の事態を発生させないための体制構築等に取組むとともに、グループ経営の健全性を高めるためのガバナンス強化に取組んでいます。
4. 候補者木川眞氏、伊丹俊彦氏、福尾幸一氏及び黒田由貴子氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、それぞれ1年となります。
5. 当社は、現在、候補者後藤克弘氏、木川眞氏、伊丹俊彦氏、福尾幸一氏及び黒田由貴子氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします）。各氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引続き効力を有するものとしております。
6. 候補者木川眞氏、福尾幸一氏及び黒田由貴子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に対し届け出ており、各氏の選任が原案どおり承認可決された場合、引続き、独立役員として届け出る予定であります。
また、候補者伊丹俊彦氏の選任が原案どおり承認可決された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対し届け出る予定であります。
候補者木川眞氏は、ヤマトホールディングス株式会社の取締役に兼務しております。当社及び当社子会社は、同子会社に対し、運送費等の支払いがありますが、その金額は当社連結の直近事業年度における経常費用の合計額の0.1%未満です。また、当社子会社は、同子会社よりシステム利用費等の支払いを受けておりますが、その金額は当社連結の直近事業年度における経常収益の0.1%未満です。
7. 候補者黒田由貴子氏の戸籍上の氏名は、松本由貴子であります。

第2号議案 || 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、社外監査役松尾邦弘氏は辞任され、社外監査役牛尾奈緒美氏は任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1. てらしま 寺島 ひであき 秀昭 (1951年11月16日生)

社外監査役

独立役員

新任



● 略歴、地位

- 1978年 4月 弁護士登録・東京弁護士会所属（現任）
- 1983年 4月 寺島法律事務所（現晴海協和法律事務所）開設
- 1995年 4月 最高裁判所司法研修所教官
- 2001年 1月 司法試験2次試験審査委員
- 2005年 4月 新司法試験審査委員
- 2007年 4月 専修大学法科大学院客員教授
- 2009年 4月 専修大学法科大学院教授（現任）
- 2017年 4月 中央大学法学部客員教授（現任）

● 重要な兼職の状況

- 弁護士（晴海協和法律事務所）
- 専修大学法科大学院教授

● 所有する当社株式の数

0株

社外監査役候補者とした理由等

寺島秀昭氏は、弁護士として培ってきた企業法務等に関する幅広い見識を、当社経営の監査に活かしていただくことが期待できます。同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役候補者として適任であると判断いたしました。

2. とうげ ゆきえ 唐下 雪絵 (1966年12月22日生)

社外監査役

独立役員

新任



● 略歴、地位

- 1999年 5月 公認会計士登録
- 2003年 2月 公認会計士唐下雪絵事務所所長（現任）
- 2007年 6月 フェリーチェコンサルティング株式会社代表取締役（現任）
- 2019年 3月 マブチモーター株式会社取締役（監査等委員）（現任）

● 重要な兼職の状況

- フェリーチェコンサルティング株式会社代表取締役
- 公認会計士（公認会計士唐下雪絵事務所所長）
- マブチモーター株式会社社外取締役（監査等委員）

● 所有する当社株式の数

0株

社外監査役候補者とした理由

唐下雪絵氏は、公認会計士としての専門的な知識、会計・システムのコンサルタントとしての豊富な見識及び会社経営者としての経験を、当社経営の監査に活かしていただくことが期待できますので、社外監査役候補者として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者寺島秀昭氏及び唐下雪絵氏は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者寺島秀昭氏及び唐下雪絵氏が社外監査役に就任した場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします）。
4. 候補者寺島秀昭氏及び唐下雪絵氏が社外監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対し届け出る予定であります。
5. 候補者唐下雪絵氏の戸籍上の氏名は、飯島雪絵であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

第3号議案 || 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第3項に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、本件選任を取消することができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

えだ ちえこ
江田 千重子 (1950年11月21日生)



●略歴、地位

- 1985年9月 Milbank, Tweed, Hadley & McCloy LLP (現 Milbank LLP) 入所
- 1986年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 1990年5月 米国カリフォルニア州弁護士登録
- 1995年10月 Morrison & Foerster LLP入所
- 1998年9月 シャーマン アンド スターリング外国法事務弁護士事務所入所
- 2003年7月 Johnson & Johnson, Law Department (本社法務本部) 日本代表
- 2009年3月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社代表取締役
- 2009年3月 ヤンセンファーマ株式会社取締役
- 2018年1月 株式会社GSTV取締役 (現任)

●所有する当社株式の数

0株

補欠の社外監査役候補者とした理由

江田千重子氏は、国際的な企業法務等に関する見識及び会社経営者としての経験を、当社経営の監査に活かしていただくことが期待できますので、補欠の社外監査役候補者として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 候補者江田千重子氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
2. 候補者江田千重子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者江田千重子氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします）。
4. 候補者江田千重子氏が社外監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対し届け出る予定であります。

以上

(ご参考) 社外役員の独立性に関する基準

1. 親会社又は兄弟会社の業務執行者（過去その立場にあった者を含む。以下同じ）ではないこと。
2. 当社を主要取引先とする者ないしその業務執行者又は当社主要取引先若しくはその業務執行者ではないこと。
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭等を得ているコンサルタント・会計専門家・法律専門家又は団体に所属していた者ではないこと。
4. 当社の主要株主又はその業務執行者でないこと。
5. 上記の近親者、当社業務執行者の二親等内の血族・姻族ではないこと。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社4社（FCTI, Inc.、PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL、株式会社バンク・ビジネスファクトリー、株式会社セブン・ペイメントサービス）及び関連会社3社（株式会社セブン・ペイ、TORANOTEC株式会社、TORANOTEC投信投資顧問株式会社）の計8社で構成され、国内外における各事業を推進しております。国内事業においては、基幹事業であるA T Mプラットフォーム事業に加え、決済口座事業を行っております。また、海外事業においては米国、インドネシアにてA T Mサービスを展開しております。

A T Mプラットフォーム事業では、セブン&アイH L D G S. のグループ各社（以下、「グループ」という。）のセブン・イレブン、イトーヨーカドー等の店舗をはじめ、空港や駅、金融機関店舗等にA T Mを設置し、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、J Aバンク、J F マリンバンク、商工組合中央金庫、証券会社、生命保険会社、クレジットカード会社、消費者金融会社等多くの金融機関・事業会社と提携することで、原則24時間365日稼働する利便性の高いA T Mネットワークを介して多くのお客さまにA T Mサービスを提供する事業を展開しております。また、決済口座事業では普通預金や定期預金、ローンサービス、海外送金サービス、デビットサービス等の身近で便利な口座サービスを提供しております。

海外における当社連結子会社を通じ、米国、インドネシアにおいて現地の決済ニーズに即したA T Mサービスを提供する事業を展開しております。

経済金融環境

わが国の経済は、個人消費において依然として先行き不透明な状況が続いておりますが、政府の景気対策等の効果もあり所得から支出への前向きな循環メカニズムの働きにより、緩やかに拡大しております。予想物価上昇率は、横ばい圏内で推移し、長期金利から中長期の予想物価上昇率を差引いた実質長期金利も、マイナスで推移しており、金融面では引続き、きわめて飽和した状態にあります。

事業の経過及び成果

① 国内事業セグメント

・ A T Mプラットフォーム事業

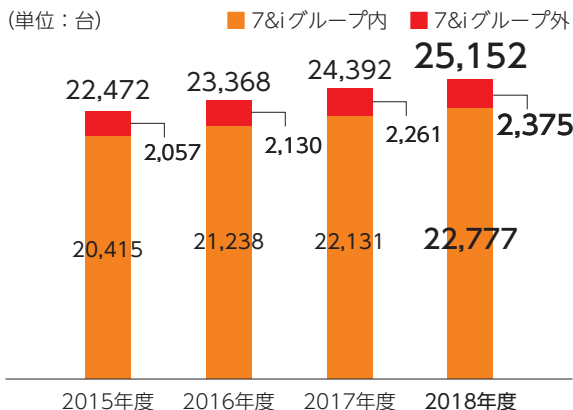
当連結会計年度も、グループ内外へのA T M設置を積極的に推進したこと等により、A T Mをご利用いただくお客さまの利便性向上に努めました。当連結会計年度は、更なるA T M利用者拡大のため、新たなカテゴリーとして金融機関以外の資金移動業者等との新規提携を積極的に推進したことに加え、2018年5月に銀行口座を介さずに現金が受取れるA T M受取（現金受取サービス）、2018年10月には交通系電子マネー及び楽天Edyへのチャージの取扱いを開始しました。このような取組みの結果、当連結会計年度末現在の提携金融機関等は、銀行124行、信用金庫257庫、信用組合127組合、労働金庫13庫、J Aバンク1業態、J Fマリンバンク1業態、商工組合中央金庫1庫、証券会社11社、生命保険会社7社、その他金融機関等73社の計615社（注）となりました。

A T M設置については、グループ内ではセブン・イレブン店舗の新規出店に合わせて展開し、堅調に台数を伸ばしました。一方、グループ外ではお客さまのニーズに応える形で交通・流通・観光の各施設への設置を引続き積極的に実施しております。また、南都銀行からの店外A T M設置の広域受託として、2019年3月には、奈良県、大阪府の主要ターミナル駅周辺に「共同運営A T M」を5台同時に設置しました。

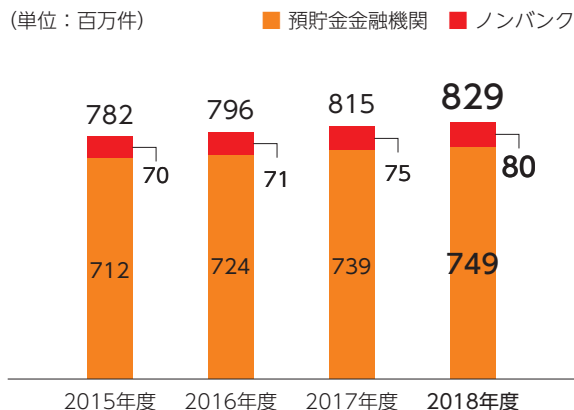
以上の取組みの結果、A T M設置台数は25,152台（前連結会計年度末比3.1%増）になりました。また、当連結会計年度のA T M1日1台当たりの平均利用件数は92.3件（前連結会計年度比1.9%減）、総利用件数は829百万件（同1.8%増）と推移しました。

（注）J Aバンク及びJ Fマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

ATM設置台数の推移（国内）



ATM総利用件数の推移（国内）



- ・ 決済口座事業

当連結会計年度末現在、個人のお客さまの預金口座数は"200万口座"を突破し、2,001千口座（前連結会計年度末比9.5%増）となりました。個人向け預金残高は4,346億円（同6.1%増）、ローンサービスの残高は226億円（同0.1%減）、海外送金サービスの当連結会計年度における送金件数は1,144千件（前連結会計年度比6.0%増）となりました。

国内における当社連結子会社の株式会社バンク・ビジネスファクトリー（以下、「BBF」という。）では、当社からの事務受託に加え、決済口座事業で得た知見を活かし、他金融機関等からの事務受託事業を展開しております。近年、マネー・ローンダリングにおける手口の巧妙化は新たな社会課題と認識されており、金融機関等には機動的かつ実効的な対応が求められております。BBFでは事務受託範囲を金融機関等のマネー・ローンダリング対策に拡大し、社会課題解決への貢献を通じ、業容の拡大を図ってまいります。

また、2018年6月、グループと共同出資（当社出資比率30%）で新たに持分法適用関連会社として設立した株式会社セブン・ペイでは、スマートフォンをツールとした新たな決済サービスの提供（2019年7月開始予定）に向けた準備を進めております。

これらの結果、当連結会計年度における国内事業セグメントは、経常収益119,844百万円（前連結会計年度比2.6%増）、経常利益42,794百万円（同1.0%増）となりました。

② 海外事業セグメント

- ・ 海外事業

米国における当社連結子会社FCTI, Inc.（以下、「FCTI」という。）の2018年12月末現在のA T M台数は12,795台となりました。FCTIの連結対象期間（2018年1～12月）の業績は、経常収益248.5百万米ドル、経常利益△8.7百万米ドルとなりました。また、FCTIにおける固定資産について減損損失を特別損失として計上したことにより、当期純利益△99.5百万米ドルとなりました。米国セブン・イレブンに設置した約8,000台のA T Mネットワークを活かし、利用件数の向上、更なる運用効率を追求し安定した利益体質の早期構築に傾注してまいります。

これらの結果、当連結会計年度における海外事業セグメントは、経常収益27,547百万円（前連結会計年度比152.5%増）、経常利益△2,018百万円となりました。

③ 経営成績

当連結会計年度の当社連結業績は、米国でのA T M事業本格化による収益が上積みされ、経常収益147,288百万円（前連結会計年度比15.3%増）、経常利益40,714百万円（同6.2%増）となりました。また、当社の海外事業を推進している米国連結子会社FCTI及びインドネシア連結子会社PT.ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL（以下、「ATMi」という。）に係る収支が、当初策定した計画を下回って推移したことから、事業計画の見直しを行い、FCTI・ATMi両社に係る固定資産（主にFCTIの株式取得時に発生したのれん）等について減損損失14,830百万円を特別損失として計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益13,236百万円（同47.6%減）となりました。

なお、セブン銀行単体業績は、基幹事業のA T Mプラットフォーム事業が堅調に推移したことにより、経常収益119,567百万円（前年度比2.5%増）、経常利益43,059百万円（同1.8%増）となりました。また、当社が保有する上記、海外子会社等の株式について実質価額の低下を認識し、関係会社株式評価損21,889百万円を特別損失として計上したことにより、当期純利益14,572百万円（同49.9%減）となりました。

④ 資産、負債及び純資産の状況

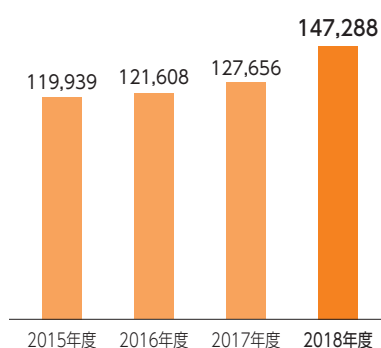
総資産は1,141,926百万円となりました。そのうちA T M運営のために必要な現金預け金が780,650百万円と過半を占めております。その他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引等の担保として必要な有価証券が85,639百万円、提携金融機関との一時的な立替金であるA T M仮払金が194,910百万円となっております。

負債は929,036百万円となりました。このうち主なものは預金であり、その残高は（譲渡性預金を除く）678,664百万円となっております。このうち、個人向け普通預金残高が294,234百万円、個人向け定期預金残高が140,416百万円となっております。

純資産は212,890百万円となりました。このうち利益剰余金は147,094百万円となっております。

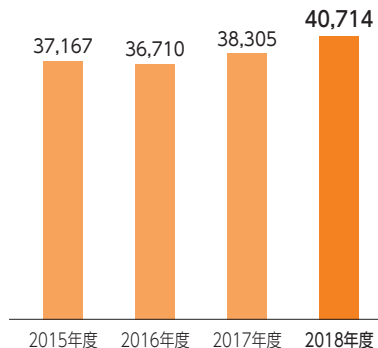
経常収益

(単位：百万円)



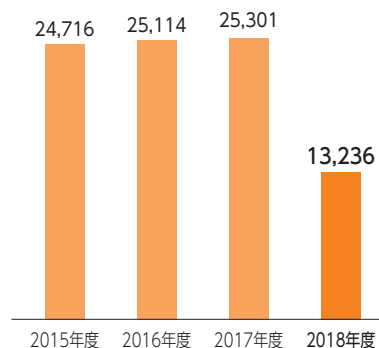
経常利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



企業集団が対処すべき課題

当社グループを取巻く環境は大きく変化しており、また、その変化のスピードも早くなっております。

国内においては、決済のデジタル化・キャッシュレスの本格化とともに、技術革新を背景とした様々なサービスが登場するなかで、暮らしの中の身近な金融接点としてA T Mに求められる価値も大きく変化してきております。また、ライフスタイルや価値観の多様化、外国人労働者に関する新制度が実施される等、新たな消費・労働マーケットが生じ、「より近くて便利」な金融サービスのニーズはますます拡大しつつあります。

一方、巧妙化・高度化が進む金融犯罪やセキュリティへの不安、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、地方都市における金融機関の窓口やA T Mの削減といった金融接点の機会減少等の社会課題は多様化し深刻さを増してきております。企業も社会を構成する一員として、その解決に対してこれまで以上に真剣に向き合うべき時代を迎えています。

このような昨今の環境変化を踏まえ、全国25,000台を超えるA T Mネットワークをはじめとする当社プラットフォームを活用し、提携先、お取引先等のステークホルダーとともに、「安心・安全」な決済インフラを提供し、持続可能な社会に向けた課題解決と企業価値向上、その双方を達成すべく、以下の事業を推進してまいります。

各事業に対する具体的な取組み及び進捗状況は以下のとおりです。

<国内事業セグメント>

・A T Mプラットフォーム事業

全国25,000台を超えるA T Mネットワークをプラットフォームと位置づけ、提携先事業者とご利用されるお客さまを増やすための施策を展開してまいります。より多くのお客さまに当社A T Mサービスをご利用いただくため、従来の金融機関を中心とした提携先へのサービス提供の充実に加え、銀行口座を介さずに現金を受取れるA T M受取（現金受取サービス）、交通系電子マネー等へのチャージ、新たに決済分野へ参入した事業者に向けたサービス等、従来の概念にとらわれないA T M利用スタイルを提供してまいりました。引続きA T Mの新たな価値創造を推進するため、提携先の拡大と新サービスの認知向上に傾注してまいります。

また、グループ内への着実なA T M設置を継続しつつ、金融機関からのA T M受託の取組みを一層強化し、A T M設置を引続き積極的に進めてまいります。

社会構造、お客さまのニーズ・価値観の変化に柔軟に対応した新しいA T Mの開発導入を進め、新たなA T Mの価値創造に向け邁進してまいります。

・決済口座事業

年々、増加する外国人の方から、安心して便利に母国へ送金ができるサービスとして高い評価を得ている海外送金サービスは2019年4月の改正出入国管理法の施行により、大きな収益機会が見込まれております。今後も海外送金サービスをはじめとした金融サービスを通じて、多文化共生の実現に貢献してまいります。

また、2018年6月、グループと共同出資（当社出資比率30%）で新たに持分法適用関連会社として設立した株式会社セブン・ペイでは、スマートフォンをツールとしたバーコード決済「7pay（以下、セブン・ペイ）」のサービスを開始（2019年7月予定）いたします。セブン・ペイを介して、セブン・イレブンをはじめグループ各社に来店される一日約2,300万人のお客さまと、当社金融サービスとの顧客接点を質・量ともに強化し、「より近くて便利」なグループらしい金融サービスを通じ、お客さまの毎日の暮らしの中に新たな価値を提供してまいります。

その他、社会が利便性向上かつ多様化する中、すべての人に安心・安全に金融サービスを提供することが銀行にとってますます求められる時代となってきました。増加する外国人の方が日本で安心して暮らせるように、また、新しい決済やサービスを誰もが安心・安全に利用できるように、外部企業との連携も視野に入れながら新たな事業領域として積極的に取組んでまいります。

<海外事業セグメント>

・海外事業

米国における当社連結子会社のFCTI, Inc.による、米国セブン・イレブンへのATM設置は2018年3月に計画通り完了し、安定稼働を実現しております。今後は米国セブン・イレブンとのシナジー効果を追求した新サービスの提供準備等を進め、収益性の向上を目指してまいります。また、当社が有するノウハウを最大限活用し、アジアをはじめとしたセブン・イレブンが出店する地域への進出にも、引続き積極的に取組んでまいります。

当社グループでは、創業から、お客さまの声・ニーズに寄り添いながら、安心・安全な金融サービスの提供を通じて、暮らしの利便性を高めてまいりました。引き続き、サービスの絶対価値を追求し顧客満足度向上と社会価値の最大化を目指してまいります。

しかしながら、当社グループを取巻く事業環境は大きく変化しています。これまで以上に社会構造の変化、お客さまのニーズの多様化を敏感に捉え、技術革新の成果をスピーディーに取入れた柔軟な対応が必要な時代を迎えています。このため、すべての事業領域において、「基本の徹底と変化への対応」、即ち守るべき強みはしっかりと維持強化する一方、環境変化に対しては従来のビジネスモデルに拘泥することなく、大胆かつ柔軟に見直しを図り進化を続けてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	1,199	1,216	1,276	1,472
経常利益	371	367	383	407
親会社株主に帰属する当期純利益	247	251	253	132
包括利益	246	246	246	130
純資産額	1,847	1,990	2,120	2,128
総資産	9,153	9,577	10,224	11,419

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預金	5,470	5,715	6,227	6,797
定期性預金	2,547	2,354	2,288	2,315
その他	2,923	3,361	3,939	4,482
社債	1,100	1,100	950	1,350
貸出金	162	198	237	234
個人向け	162	198	227	226
中小企業向け	—	—	—	—
その他	—	—	10	7
商品有価証券	—	—	—	—
有価証券	833	1,025	900	927
国債	—	—	—	—
その他	833	1,025	900	927
総資産	9,108	9,556	10,232	11,455
内国為替取扱高	327,104	344,226	356,076	367,177
外国為替取扱高	315	430	479	524
経常利益	39,002	38,911	42,262	43,059
当期純利益	26,107	26,871	29,106	14,572
1株当たり当期純利益	21 92	22 55	24 43	12 23

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	国内事業	海外事業	国内事業	海外事業
使用人数	539人	118人	531人	124人

(注) 使用人数は、役員、執行役員、連結会社外への出向者、パート社員、派遣スタッフを除き、連結会社外からの出向者を含めた使用人数であります。

4. 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

(イ) 主要な営業所及び営業所数

	主要な営業所	当年度末		前年度末	
		店	うち出張所	店	うち出張所
東京都	本店、上野出張所他	19	(1)	19	(1)
埼玉県	川口店出張所	1	(1)	1	(1)
神奈川県	川崎アゼリア出張所	1	(1)	1	(1)
愛知県	名古屋・栄出張所	1	(1)	1	(1)
合計		22	(4)	22	(4)

(注) 1. 東京都の営業所数の中に、本店と所在地を同一とする17の仮想支店（個人向け12支店、法人向け5支店）を含んでおります。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外ATMを23,367か所（前年度末22,668か所）設置しております。

(ロ) 銀行代理業者の一覧

名称	主たる営業所又は事業所の所在地	銀行代理業務以外の主要業務
りらいあコミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目6番5号	電話代理応答業務

(ハ) 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

□ 国内事業

株式会社バンク・ビジネスファクトリー：本社（神奈川県横浜市）

株式会社セブン・ペイメントサービス：本社（東京都千代田区）

ハ 海外事業

FCTI, Inc.：本社（アメリカ合衆国）

PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL：本社（インドネシア共和国）

5. 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

報告セグメント		金額
国内事業		10,047
海外事業		744
合計		10,792

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額（仮勘定からの振替は除く）を表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

報告セグメント	内容	金額
国内事業	A T M	1,986
	ソフトウェア	7,589

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

6. 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務 内 容	設立年月日	資本金	親会社が有する 当社の 議決権比率	その他
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	東京都 千代田区	純粋 持株会社	2005年 9月1日	百万円 50,000	% 45.75 (45.75)	—

(注) 議決権比率欄の () 内は、間接保有割合であります。
なお、当社とは預金取引関係等があります。

ロ 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務 内 容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
FCTI, Inc.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州	A T M 運 営 事 業	1993年 8月25日	百万米ドル 19	% 100.00	—
PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL	インドネシア共和国 ジャカルタ首都特別州	A T M 運 営 事 業	2014年 6月10日	億インドネシアルピア 900	96.66	—
株式会社バンク・ ビジネスファクトリー	神奈川県 横浜市	事務受託 事 業	2014年 7月1日	百万円 50	100.00	—
株式会社セブン・ ペイメントサービス	東京都 千代田区	資金移動業	2018年 1月11日	百万円 475	100.00	—

(注) 1. FCTI Canada, Inc.は当連結会計年度中に清算終了いたしました。
2. 上記のほか、持分法適用の関連法人等が3社あります。

7. 事業譲渡等の状況

該当ありません。

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

主要な借入先

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	10,000

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1. 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
二子石 謙 輔	代表取締役会長		—
舟 竹 泰 昭	代表取締役社長 〔担当〕 監査部	株式会社セブン・ペイ取締役	—
石 黒 和 彦	取締役専務執行役員 〔担当〕 システム部、ATMソ リューション部、事務部		—
大 泉 琢	取締役常務執行役員 〔担当〕 アジア戦略プロジェクト		—
河 田 久 尚	取締役常務執行役員 業務推進部長 〔担当〕 業務推進部、決済口座事業部、 金融戦略プロジェクト	株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役	—
稲 垣 一 貴	取締役執行役員 営業推進部長 〔担当〕 営業推進部、ATM業務管理部		—
後 藤 克 弘	取 締 役	株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役副社長	—
木 川 眞	取 締 役 (社外)	ヤマトホールディングス株式会社取締役会長、株式会 社小松製作所社外取締役	—
伊 丹 俊 彦	取 締 役 (社外)	弁護士 (長島・大野・常松法律事務所顧問)、戸田建設株式会社社外取締役	—
福 尾 幸 一	取 締 役 (社外)		—
黒 田 由 貴 子	取 締 役 (社外)	株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー、 株式会社CAC Holdings社外取締役、三井化学株式会社社外取締役、 テルモ株式会社社外取締役	—
平 井 勇	常 勤 監 査 役		—
清 水 明 彦	常 勤 監 査 役		(注1)
牛 尾 奈 緒 美	監 査 役 (社外)	明治大学副学長・教授、株式会社ポーラ・オルビスホ ールディングス社外取締役	—
松 尾 邦 弘	監 査 役 (社外)	弁護士 (松尾邦弘法律事務所所長)、株式会社テレビ 東京ホールディングス社外監査役	—

- (注) 1. 清水明彦氏は、当社の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスにおいて長年経理業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 木川眞氏、福尾幸一氏、黒田由貴子氏、牛尾奈緒美氏及び松尾邦弘氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

2. 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	14名	345 (うち 報酬以外の金額 67)
監査役	4名	64
計	18名	409 (うち 報酬以外の金額 67)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「報酬等」の額には、「報酬以外」として、取締役6名に付与した株式報酬に係る費用計上額67百万円が含まれております。
 3. 取締役及び監査役に対する役員賞与金及び退職慰労金はありません。
 4. 取締役の報酬限度額につき、2012年6月19日開催の第11回定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役分年額60百万円以内）と決議いただいております。
 また、取締役報酬額とは別枠で、業績連動型の株式報酬制度に基づく報酬等の限度額につき、2017年6月19日開催の第16回定時株主総会において、3事業年度を対象として合計400百万円以内と決議いただいております。
 なお、株式報酬型ストックオプションは、新規の発行は行っておりません。
 5. 監査役の報酬限度額は、2008年6月18日開催の第7回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

3. 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
後藤 克弘 木川 眞 伊丹 俊彦 福尾 幸一 黒田 由貴子 平井 勇 清水 明彦 牛尾 奈緒美 松尾 邦弘	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額としております。

3 社外役員に関する事項

1. 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
木川 眞	ヤマトホールディングス株式会社取締役会長、株式会社小松製作所社外取締役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
伊丹 俊彦	弁護士（長島・大野・常松法律事務所顧問）、戸田建設株式会社社外取締役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
福尾 幸一	
黒田 由貴子	株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー、 株式会社CAC Holdings社外取締役、三井化学株式会社社外取締役、テルモ株式会社社外取締役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
牛尾 奈緒美	明治大学副学長・教授、株式会社ポーラ・オルビスホールディングス社外取締役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
松尾 邦弘	弁護士（松尾邦弘法律事務所所長）、株式会社テレビ東京ホールディングス社外監査役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

2. 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
木川 眞	2018年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 10回のうち8回出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営 等について、意見の表明等を行っております。
伊丹 俊彦	2018年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 10回全て出席	法曹としての経験から、経営方針、業務運営面 の法令遵守、内部統制を重視した、意見の表明 等を行っております。
福尾 幸一	2018年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 10回全て出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営 等について、意見の表明等を行っております。
黒田 由貴子	2018年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 10回全て出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営 等について、意見の表明等を行っております。
牛尾 奈緒美	2011年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 13回のうち12回出席 当年度開催の監査役会 14回のうち13回出席	大学教授としての経験から、経営方針、業務運 営等について、意見の表明等を行っております。
松尾 邦弘	2013年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 13回全て出席 当年度開催の監査役会 14回全て出席	法曹としての経験から、経営方針、業務運営等 について、意見の表明等を行っております。

(注) 木川眞氏、伊丹俊彦氏、福尾幸一氏及び黒田由貴子氏の出席状況については、2018年6月19日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

3. 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8名	49	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 社外役員に対する役員賞与金、株式報酬及び退職慰労金はありません。

4. 社外役員の意見

該当ありません。

4 当社の株式に関する事項

1. 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,763,632千株
	発行済株式の総数	普通株式	1,192,464千株

2. 当年度末株主数 97,734名

3. 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社 セブン・イレブン・ジャパン	453,639 ^{千株}	38.04 [%]
株式会社 イトーヨーカ堂	46,961	3.93
株式会社 ヨークベニマル	45,000	3.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	43,626	3.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	42,760	3.58
株式会社 三井住友銀行	15,000	1.25
第一生命保険株式会社	15,000	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	13,565	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	13,115	1.09
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	11,464	0.96

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(128株)を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

なお、自己株式には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式(831千株)は含まれておりません。

4. その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 辰巳 幸久 公認会計士 竹内 知明	56	(監査役会が会計監査人の報酬等に同意をした理由) 当社監査役会は、会計監査人の当事業年度の会計監査計画・その他資料の報告を受け、前年度の監査実績の検証と評価を踏まえ、報酬見積りの監査時間・金額等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額が相当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、社債発行に係るコンフォートレター作成についての対価を支払っております。
4. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 58百万円

2. 責任限定契約

該当ありません。

3. 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社監査役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

□ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

明確な形では定めておりませんが、継続的な業況拡大やコーポレートガバナンスの強化等を通じた企業価値の最大化等により適切な対応を行っていく方針であります。

7 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

8 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

9 会計参与に関する事項

該当ありません。

10 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置づけており、剰余金の配当については、株主への適正な利益還元の観点から、内部留保とのバランスを勘案しつつ、現金による継続的な安定配当を実現できるよう努力することを基本方針としております。配当性向については年間40%を最低目標とし、配当回数については年2回（中間配当及び期末配当）を基本方針としております。

第18期末貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け	金	778,018	預	金	679,730
現	金	646,618	普 通 預	金	447,827
預	金	131,400	定 期 預	金	231,503
有 価 証	券	92,728	そ の 他 の 預	金	399
地 方	債	30,864	譲 渡 性 預	金	810
社	債	45,818	借 用	金	10,000
株	式	7,068	借 入	金	10,000
そ の 他 の 証	券	8,976	社	債	135,000
貸 出	金	23,439	そ の 他 負 債	99,761	
証 書 貸 付	751		未 払 法 人 税 等	6,973	
当 座 貸 越	22,688		未 払 費 用	5,926	
外 国 為 替	0		A T M 仮 受 金	80,853	
外 国 他 店 預 け	0		資 産 除 去 債 務	362	
そ の 他 資 産	206,775		そ の 他 の 負 債	5,645	
前 払 費 用	880		賞 与 引 当 金	374	
未 収 収 益	9,265		株 式 給 付 引 当 金	166	
A T M 仮 払 金	194,875		負 債 の 部 合 計	925,843	
そ の 他 の 資 産	1,753		(純資産の部)		
有 形 固 定 資 産	12,155		資 本 金	30,679	
建 物	1,645		資 本 剰 余 金	30,679	
A T M	8,166		資 本 準 備 金	30,679	
その他の有形固定資産	2,343		利 益 剰 余 金	157,847	
無 形 固 定 資 産	24,828		利 益 準 備 金	0	
ソ フ ト ウ ェ ア	20,417		そ の 他 利 益 剰 余 金	157,847	
ソフトウェア仮勘定	4,407		繰 越 利 益 剰 余 金	157,847	
その他の無形固定資産	4		自 己 株 式	△352	
前 払 年 金 費 用	172		株 主 資 本 合 計	218,854	
繰 延 税 金 資 産	7,510		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	492	
貸 倒 引 当 金	△118		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	492	
			新 株 予 約 権	320	
			純 資 産 の 部 合 計	219,667	
資 産 の 部 合 計	1,145,511		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,145,511	

連結計算書類

第18期末連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	780,650	預 金	678,664
有価証券	85,639	譲渡性預金	810
貸出金	22,688	借入金	10,000
外国為替	0	社債	135,000
A T M 仮払金	194,910	A T M 仮受金	80,853
その他資産	15,074	その他負債	22,816
有形固定資産	15,155	賞与引当金	537
建物	1,669	退職給付に係る負債	2
A T M	11,062	役員退職慰労引当金	5
その他の有形固定資産	2,424	株式給付引当金	166
無形固定資産	26,655	繰延税金負債	179
ソフトウェア	20,708	負債の部合計	929,036
その他の無形固定資産	5,946	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	444	資本金	30,679
繰延税金資産	732	資本剰余金	30,661
貸倒引当金	△23	利益剰余金	147,094
		自己株式	△352
		株主資本合計	208,083
		その他有価証券評価差額金	492
		為替換算調整勘定	3,798
		退職給付に係る調整累計額	182
		その他の包括利益累計額合計	4,473
		新株予約権	320
		非支配株主持分	11
		純資産の部合計	212,890
資産の部合計	1,141,926	負債及び純資産の部合計	1,141,926

第18期連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		147,288
資	金 運 用 収 益	3,529	
	貸 出 金 利 息	3,419	
	有 価 証 券 利 息	21	
	コ ー ル 口 一 ン 利	0	
	預 け 金 利	87	
役	務 取 引 等 収 益	142,614	
	受 入 為 替 手 数 料	2,750	
	A T M 受 入 手 数 料	135,324	
	そ の 他 の 役 務 収 益	4,538	
そ	そ の 他 業 務 収 益	275	
そ	の 他 業 務 収 益	869	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	13	
	そ の 他 の 経 常 収 入	856	
経	資 常 金 調 達 費 用	686	106,574
	預 讓 渡 金 性 預 金 利 息	119	
	コ ー ル マ ネ ー 利	0	
	借 入 金 利	△37	
	社 債 利 息	74	
役	務 取 引 等 費 用	39,236	
	支 払 為 替 手 数 料	1,476	
	A T M 設 置 支 払 手 数 料	30,511	
	A T M 支 払 手 数 料	4,499	
	そ の 他 の 役 務 費 用	2,749	
そ	そ の 他 業 務 費 用	116	
営	そ の 他 業 務 経 常 費 用	66,070	
そ	の 他 の 経 常 費 用	462	
	そ の 他 の 経 常 費 用	462	
経	特 常 別 利 損 益 失		40,714
	固 定 資 産 処 分 損 失		14,970
	減 損	139	
		14,830	
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		25,744
法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,119	
法	人 税 等 調 整 額	△605	
法	人 税 等 合 計		12,513
当	期 純 利 益		13,230
	非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△5
	親会社株主に帰属する当期純利益		13,236

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セブン銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セブン銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

株式会社 セブン銀行 監査役会

常勤監査役 平 井 勇 ㊟

常勤監査役 清 水 明 彦 ㊟

社外監査役 牛 尾 奈緒美 ㊟

社外監査役 松 尾 邦 弘 ㊟

以 上

(ご参考) コーポレート・ガバナンスについて

1. 基本的な考え方

当社は、広く預金を預かるとともに、公共インフラ的性格を有するATMネットワークを保有・運営する銀行として、規律ある経営を行うことが社会的信頼に応えるために不可欠と考え、意思決定における透明性・公正性・迅速性の確保、業務執行における役割と責任の所在の明確化、経営監督機能の強化、業務の適正を確保するための体制整備及びコンプライアンス体制の充実を推進し、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を追求いたします。

当社は、企業統治の体制として監査役会設置会社を採用しております。取締役会においては、業務に精通した業務執行取締役と豊富な経験や各種分野における高い見識を有する社外取締役による意思決定を行い、かつ監査役による監査により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保しております。

これらの実践のため、当社が具体的に取組むべきことを明確にすること、並びに株主への説明責任を果たすため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページで公表しております。

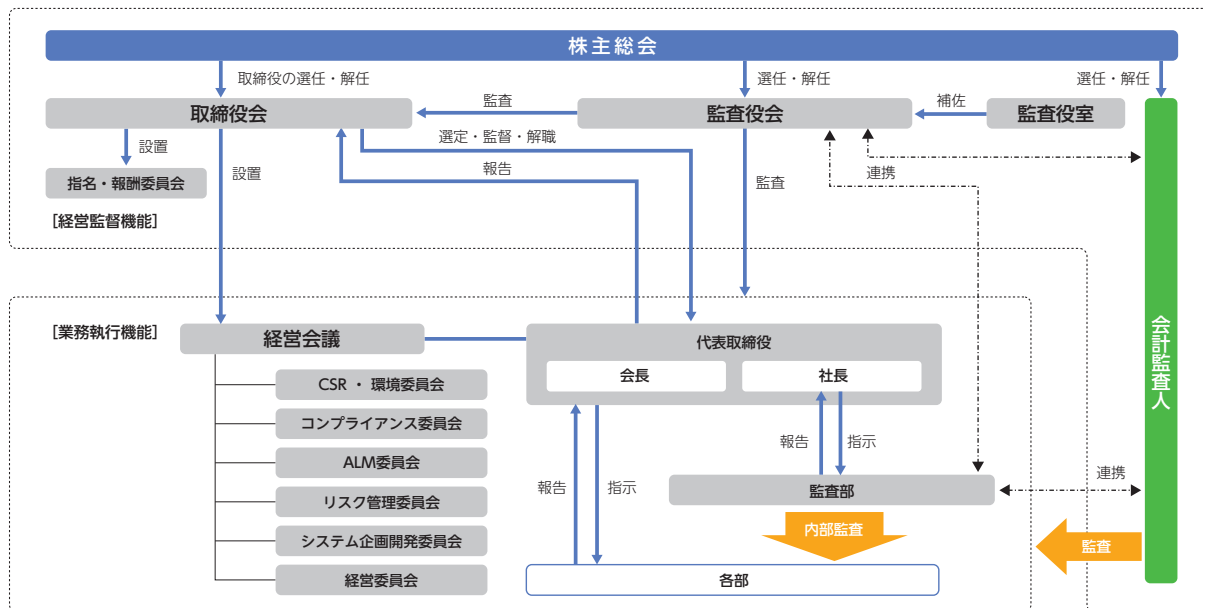
《コーポレート・ガバナンスに関するホームページURL》

<https://www.sevenbank.co.jp/csr/esg/governance.html>

《コーポレートガバナンス・ガイドライン》

https://www.sevenbank.co.jp/ir/management/governance/pdf/20181109_CGG.pdf

2. コーポレート・ガバナンス体制図



3. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補者及び監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

《経営陣幹部選解任基準》

1. 経営陣幹部については、将来にわたり成長していく企業であり続けるために、当社グループにおける十分な実績と高い能力、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、高い規律に基づいて経営管理及び事業運営を遂行し、当社グループの更なる発展に貢献することができることを基準に選定しております。
2. 経営陣幹部は以下の欠格事由に該当しない者としております。
 - －反社会的勢力との関係が認められること
 - －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること
3. 経営陣幹部については、内規に定める所定の年齢に到達した場合、不正があった場合、業務遂行に重大な支障が生じた場合、上記1・2の選任基準を満たさないこととなった場合その他経営陣幹部としての業務遂行の水準が当社の要求するものを満たさないと判断される場合等、経営陣幹部としての適格性を著しく欠くことになった場合に、その役職を解くものとしております。

《取締役候補者選定基準》

1. 取締役候補者については、出身の各分野における十分な実績と高い能力、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、高い規律に基づいて経営管理及び事業運営を遂行し、当社グループの更なる発展に貢献することができることを基準に選定しております。
2. 取締役候補者は以下の欠格事由に該当しない者としております。
 - －反社会的勢力との関係が認められること
 - －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること

《監査役候補者選定基準》

1. 監査役候補者については、出身の各分野における十分な実績・高い能力、業務遂行に必要な財務・会計・法務に関する知識、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、公正かつ客観的な立場から取締役の職務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できることを基準に選定しております。
2. 監査役候補者は以下の欠格事由に該当しない者としております。
 - －反社会的勢力との関係が認められること
 - －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること

4. 取締役会の実効性についての分析・評価

- ・当社は2015年度より「取締役会の実効性評価」を年次で実施しております。
 - ・2018年度の実効性については、取締役及び監査役へのアンケートを実施し、その結果を整理したものに基き取締役会で議論を行い、評価いたしました。評価の結果は以下のとおりです。
1. 取締役会は、多様な知識・経験・能力を有する取締役で構成され、活発な議論を通じて、意思決定及び監督の両機能を十分に発揮しており、取締役会全体としての実効性は確保されております。

2. 同時に、以下のような課題の改善に取り組んでいくため、執行側からの情報提供に一層の工夫を加えることが求められております。

- a. 長期的視点で事業の在り方、事業戦略等を継続的に検討する。
- b. 案件の内容、状況、位置づけ等を踏まえ、審議の充実を図る。

5. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

《指名・報酬委員会の設置》

1. 取締役会の機能を補完するため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、取締役会の委任を受けて、株主総会議案として取締役候補者を取締役に推薦すること、及び取締役会議案として執行役員候補者を取締役に推薦すると同時に、取締役等の後継者計画を監督しております。
2. 指名・報酬委員会は、当社の取締役及び執行役員に関する次の事項等を審議しております。
 - (1) 報酬及び賞与に関する事項
 - (2) その他報酬に関する重要事項
 - (3) 取締役候補者及び執行役員候補者の推薦に関する事項
 - (4) 代表取締役候補者及び役付取締役候補者の推薦に関する事項
 - (5) その他取締役の人事に関する重要事項

(当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第23条抜粋)

【取締役及び監査役の報酬等を決定するにあたっての方針と手続】

1. 取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社への貢献、職務の内容・重要度及び職務遂行並びに在位年数等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会が取締役に提案し、取締役会の決議により決定しております。
2. 監査役の報酬等は、取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会の協議において決定しております。

6. 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

中長期的に継続した業績向上への貢献意欲をより一層高めるため、会社業績との連動性が高く、業績目標の達成度に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することについて、2017年6月19日開催の第16回定時株主総会において承認可決されました。本制度は役位や業績目標（連結経常収益及び連結経常利益等）の達成度等に応じたポイントが当社の業務執行取締役が付与され、そのポイントに応じた当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭が当該取締役の退任時に交付及び給付される制度です。

なお、本制度の導入により、株式報酬型ストックオプションは、新規の発行を行わないこととしております。

(ご参考) 「重点課題」の策定について

当社グループはCSR活動の定義を「事業活動を通じて社会に役立つ価値を創造し貢献すること」と定め、着実に堅実に「いつでも、どこでも、だれでも、安心して」ご利用いただけるATMサービスを提供するという本業を通じ、豊かな社会づくりに取組んでまいりました。

しかしながら、今般、社会の変化と共に社会課題は多様化し、環境面での経済に対する負の影響度も深刻さを増しております。社会の様々な課題に対し、ステークホルダーとの対話を通して、当社グループが持つ強み・独自性を活かし、優先し課題解決に貢献すべき社会課題を5つの「重点課題」と策定いたしました。

<5つの「重点課題」>

①安心・安全な決済インフラの提供

・技術革新の成果を積極的に取入れ、安心・安全かつ効率的な決済インフラを提供してまいります。

②新しい金融サービスを通じた生活創造

・生活スタイルの変化を捉えた新しい金融サービスを構築し、暮らしの中に新たな価値を提供してまいります。

③誰もが活躍できる社会づくり

・金融サービスや労働環境の整備を通じ、多様な人が多様な形で活躍できる社会づくりに貢献してまいります。

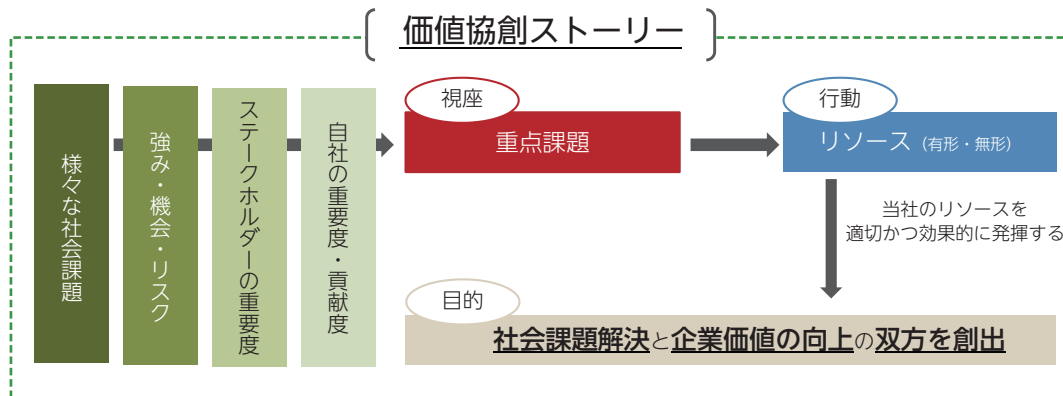
④環境負荷の低減

・次世代ATMの開発等を通じ、環境負荷の低減に取り組んでまいります。

⑤多文化共生の実現

・金融サービスをはじめ、便利で快適な活動基盤を提供し、外国人の方の日本での豊かな暮らしを総合的にサポートしてまいります。

今後も5つの「重点課題」を社会課題に対する当社グループの企業理念と捉え、社会課題解決への貢献と、持続的な企業価値の向上を目指した価値協創ストーリー(注)を推進してまいります。



(注)「重点課題」を通じ、社会課題解決への貢献という視点で事業を推進する取組み

(ご参考) 配当金のお知らせ

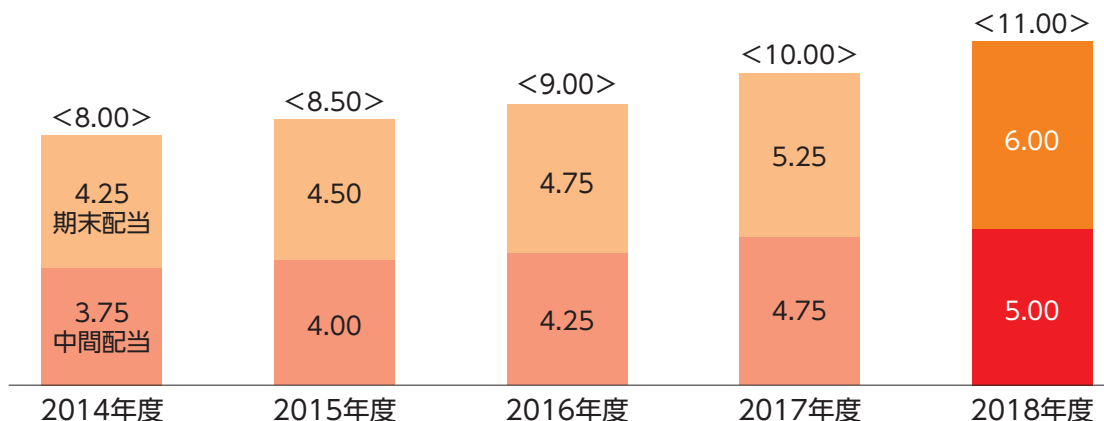
当社は、株主の皆さまに対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置づけております。今後も、成長に向けた新たな分野への積極投資、インフラ事業者として事業継続に必要なリスクへの備えとのバランスを勘案し、株主の皆さまへの還元を着実に強化してまいります。年2回(中間配当及び期末配当)の配当を株主還元の基本とし、配当性向40%以上を最低目標に定め、安定的かつ継続的な配当額の維持増額に努めてまいります。

期末配当につきまして、取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 期末配当金 1株当たり6円

2 効力発生日 2019年6月3日

1株当たり配当(円)



株式事務のご案内

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部 (上場日 2011年12月26日)
証券コード	8410
公告の方法	電子公告により行う* 公告掲載URL : https://www.sevenbank.co.jp/ir/stock/kokoku.html ※電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に公告いたします。
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL : 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 : 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
同取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店

◎定時株主総会の決議結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
ご了承くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト のご案内



最新のお知らせやセブン銀行の紹介、
IRに関するお知らせなどがご覧いただけます。

<https://www.sevenbank.co.jp/ir/>



